



# 合志市避難行動要支援者 避難支援マニュアル

～避難行動要支援者と共に～



合志市

合志市総合センター  
“ヴィーブル”キャラクター  
ヴィーブルくん

2021年11月 改訂

## —目次—

1	はじめに	1
2	本マニュアルの目的	2
3	支援のための事前準備	3
	・ 避難行動要支援者の掌握	3
	・ 避難要領の確立	3
	・ 避難支援に必要な準備	4
	・ 参考資料①「避難にあたり注意すべき箇所」	5
	・ 避難支援に必要な資機材	6
	・ 非常持出物品の掌握	7
4	災害発生時の行動等	8
	・ 参考資料②「避難情報の区分」	9
5	避難後の体制（態勢）	12
6	記録を残す	13
7	課題、改善点の洗い出し	14
8	平素からの訓練実施	15
9	避難行動要支援者避難訓練実施の参考	16
	・ 訓練実施要領の作成	17
	・ 訓練シナリオ作成	18
	・ 参考資料③「訓練フローチャート」	19

## 1 はじめに

合志市は、全国でも有数の人口が増えている元気な市である半面、高齢者も増加しています。また、転入者が多く、地域のつながりの希薄化も問題視されています。

この課題に取り組むため、本市でも、「避難行動要支援者名簿」を作成し、各区の区長をはじめ、民生・児童委員や警察、消防などの関係機関で情報共有を図っています。

平成28年4月の熊本地震では、災害が発生した際に、近隣住民がお互いを支え合い、高齢の要支援者をはじめとする避難行動要支援者をいかに避難させるかという、共助すなわち地域防災力の更なる強化を改めて再認識させる出来事でした。そこで、避難行動要支援者名簿を活用し、地域にどういう支援が必要な方がいるかを把握し、万一に備えて、個別避難計画の策定を促進し、その計画に基づいて、避難行動要支援者やその支援者が参加する避難訓練を実践するなど、日頃から避難行動要支援者の支援に関わっている皆さんが、お互いに連携を強化することによって、避難行動要支援者の支援力の向上を目指そうとするものです。

災害発生時における地域を支える皆様の意識の向上と体制づくりの参考になれば幸いです。

### ※避難行動要支援者とは・・・

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に  
自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方々

## 2 本マニュアルの目的

平成28年に発生した熊本地震では、「自助」・「共助」の大切さが叫ばれるようになりました。

災害時は、特に災害弱者といわれる避難行動要支援者の命を守るため、その方たちの避難を優先しなければなりません。

このマニュアルは避難行動要支援者の方の避難を支援する方（以下、「支援者」という。）たちのために、避難行動要支援者を迅速かつ安全に避難させるためには平素からどのような準備が必要か、避難行動時にどのような手助けをしたらよいのか、避難にはどのくらいの時間が必要なのか、などの視点から一例を紹介し、災害時、支援者の一助となり、避難行動要支援者を救うために定めたものです。

本市では、災害に備えて、毎年、※避難行動要支援者名簿を作成し、各区の区長、民生委員・児童委員、消防署、警察署に配布しています。

災害時はもちろん一人ひとりの防災意識を高めるため、平素からの防災訓練を行なうにあたり避難行動要支援者名簿と併せてご活用ください。

### ※避難行動要支援者名簿とは・・・

災害対策基本法で、市町村に作成が義務づけられた避難時に特に支援が必要な方を記載した名簿。

本市では、65歳以上の方で独居若しくは高齢者のみの世帯、身体障害者手帳等を所持している方等に、毎年、同意書を送付し、名簿への記載を同意した方のみを記載。

### 3 避難行動要支援者の避難支援のための事前準備

備えあれば憂いなし！  
いざというときのことを考えながら準備しよう。



#### 1 地区内の避難行動要支援者を掌握しましょう

地区の行政協力員（区長）、民生委員・児童委員や自治会役員の皆さんには自分の地区内の避難行動要支援者の状況（人数やどこに、どのような状態で住まわれているのかなど）を事前に掌握しておくことが重要です。

本市では、毎年、避難行動要支援者名簿を作成し各区に配付していますので、名簿を活用し実情に合わせて掌握しましょう。

#### 2 地区内の避難行動要支援者の避難要領などを事前に決めましょう。

##### ① 役割を決めておきましょう

災害発生時に誰が避難行動要支援者を避難させるかなどを決めておきましょう。

- ・ 避難の中で、避難行動要支援者を誰が安否確認をし誰が避難支援をするのか決めておきましょう
- ・ また、避難者情報を市の災害対策本部へ伝達する場合は、伝達者を誰にするかなど伝達方法や手段をどうするか、誰に対してどの時点で伝達するかなどの事項についても、市と相談のうえ、役割分担をしなければなりません。特に避難行動要支援者の支援者となっている方の役割は重要です。しっかりと避難の流れや方法についても取り決めをしておきましょう。

##### ② 避難行動要支援者と支援者は打合せをしておきましょう

避難行動要支援者の支援者になっている方は、避難行動要支援者やその家族の方と事前に次の事項について打合せを行なっておきましょう。

(打合せして確認・決定しておく事項)

- 避難行動要支援者の健康状態(避難に耐え得る体力があるか)
- 避難場所
- 避難場所までの安全な経路(予備経路を含む。)
- 避難行動要支援者の搬送方法(車両、車椅子、担架、おんぶ等)
- 持ち出し物(服用している薬、入れ歯、老眼鏡、補聴器など)
- ご家族(親族)の方への連絡手段など

### 3 避難支援に必要な準備・確認をしておきましょう

#### ① 防災マップを準備・確認しておきましょう



各家庭になければ、市役所などで地図を手に入れましょう。市などが作っている防災マップには、避難場所の位置や避難経路、また、危険箇所などのさまざまな情報があり、活用すると便利です。ただし、細い路地など、地図に記載されてない箇所があります。

#### ② 急傾斜地崩壊危険区域を確認しておきましょう。

大地震や豪雨によっては崩壊する危険があります。避難経路の近くにこういった場所がないかを確認しておくことが大切です。



#### ③ 避難経路を実際に歩いてみて、安全を確認しておきましょう



自主防災組織・消防団・市の防災担当者など、できるだけ多くの人の目で、避難経路や避難場所の周辺を歩いて見てみましょう。普段何気なく歩いている道や、塀・建物など、実際に避難するとなると危険な箇所が結構あることに気付くはずです。

建物やブロック塀などが倒壊して通行不能となる箇所をあらかじめ掌握しておくとその箇所を通行止めにするなど対策を講じることができます。

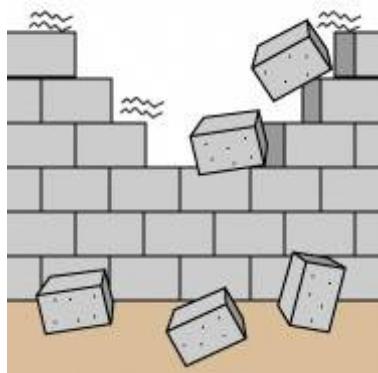
※参考資料①

避難にあたり注意すべき箇所など P 5 参照

## 【参考資料①】

(避難にあたり注意すべき箇所など)

### ●石積みの上に築かれたコンクリートブロック塀



コンクリートブロック塀と建物にはさまれた細い路地は、避難する際に余震があると逃げ場所がなく、ブロック塀の下敷きになったり、頭の上から瓦が落下することがあり危険です。

石積みの上にあるコンクリートブロック塀や鉄筋の入っていないブロック塀、基礎がないブロック塀は、倒壊し落下してくることがあります。

### ●電信柱の電線や住宅に引き込まれている様々な配線

電柱には、電線だけでなく、いろいろな配線が複雑に交差しています。もし電柱が倒れると、配線などが邪魔をして通行ができなくなることがあります。

切れた電線には、電流が流れていることがあります。絶対に触らないよう注意しましょう。



### ●河川の近く



大雨が続くときは川の水が増え流れも早くなります。

特に夜間は危険です。様子を見に行くなど川の付近には近づかないようにしましょう。

#### ④ 避難支援に必要な資機材などを考えてみましょう

避難行動要支援者を避難させるための資機材には、車椅子、担架、リヤカー、おんぶ紐などがあります。車椅子は、公共施設・福祉施設・ショッピングセンターなどでよく目にしていますが、リヤカーやおんぶ紐などは、ほとんど目にすることはありません。いざという時のために、それらの資機材が身近なところにあるかなど、事前に調べて点検しておくことも大切です。

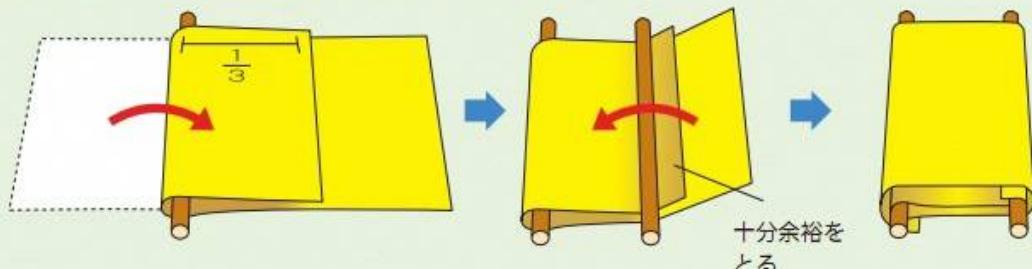
身近にある物で簡単に作れるものに応急担架があります。応急担架は、物干し竿2本と、毛布や上着があれば簡単に作ることができますので実践してみましょう。



《参考》いろいろな応急担架の作り方

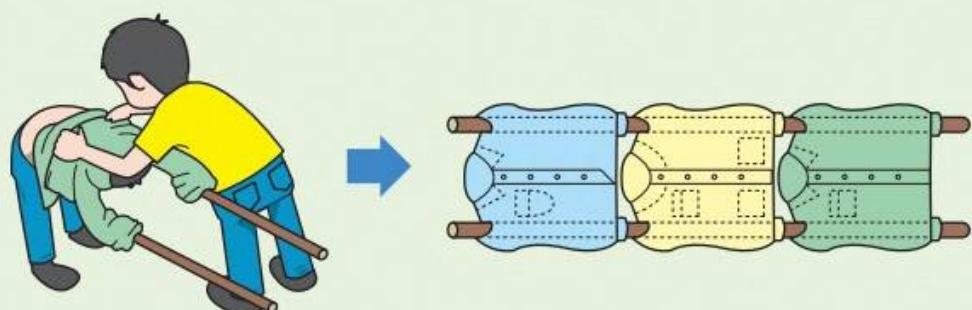
##### ① 毛布を使う

毛布の1／3のところに棒を置いて、毛布をおり返して作ります。



##### ② 上着を使う

図のように、2本の棒に上着（5着以上）を通します。



⑤ 避難行動要支援者の方の非常用持出物品を掌握しておきましょう。避難時は確認し、携行してあげましょう。

## 非常持ち出しチェックリスト

### 飲料水・食料

- 飲料水(ペットボトル500ml)
- 非常食(乾パン・缶詰 3日分)

### 救急用品

- 救急用品セット(絆創膏、消毒薬、胃腸薬、ガーゼ、包帯、三角巾)
- 持病の薬
- お薬手帳

### 衛生用品

- マスク
- 携帯トイレ
- ティッシュペーパー・トイレットペーパー
- ウエットティッシュ

### 生活用品など

- 手袋
- 缶切り
- ビニールシート
- サバイバルブランケット
- 携帯雨具
- ナイフ
- ポリ袋
- 使い捨てカイロ
- タオル
- ライター
- 大型ハンカチ
- 貴重品(印鑑など)

### 家庭の事情で用意したいもの

#### 高齢者・要介護者

- 大人用紙おむつ
- 柔らかい非常食
- 入れ歯(洗浄剤も)
- 補助具の予備
- 障害者手帳
- 補聴器(予備電池)
- 持病の薬
- 眼鏡・コンタクト(予備含む)

#### 妊婦

- 生理用品
- ガーゼ・さらし
- 新生児用品
- 母子手帳

#### 乳幼児

- 粉ミルク
- 紙おむつ
- おもちゃ
- ほ乳瓶(消毒セット)
- 離乳食(スプーン)
- 母子手帳

※上記に記載がなく、避難行動要支援者の方の特性に応じて必要なものは準備・携行する。

## 4 災害発生時の行動等

### 1 避難実施の広報

地震や台風、大雨など、災害の種類によって避難時期が異なります。

防災無線や市の防災メールなどの避難準備情報に注意しましょう。

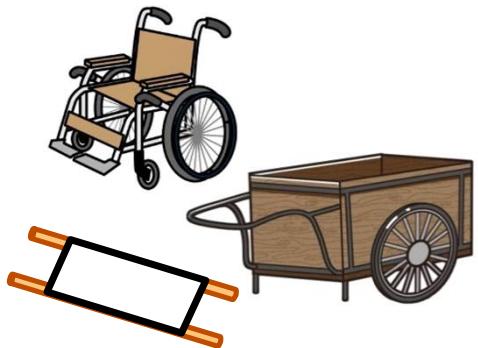
(※参考資料② 避難情報の区分 P 9 参照)

「高齢者等避難」が避難開始の1つの目安です。

明るいうちに早めに避難しましょう。できるだけ多くの住民に避難行動要支援者の方の避難を積極的に支援してもらいましょう。



支援者は避難行動要支援者の安否確認や、避難に必要な場合には、車椅子やリヤカー、担架などの用意を始めましょう。



### 2 支援者が避難行動要支援者のお宅に行き、安否確認

支援者は、避難行動要支援者宅を訪問し、安否状況を確認し、避難するよう伝えます。また、火の始末、戸締りも確認します。



### 3 自宅から救出し、安全に避難させる



急いでいても、避難行動要支援者の方は素早く行動することはできません。避難行動要支援者の動きに合わせて避難してください。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

# ひなんしじ 避難指示で必ず避難

## ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル



5

新たな避難情報等

### きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

|   |  |                                |
|---|--|--------------------------------|
| 4 |  | ひなんしじ<br><b>避難指示※2</b>         |
| 3 |  | こうれいしゃとうひなん<br><b>高齢者等避難※3</b> |
| 2 |  | 大雨・洪水・高潮注意報<br>(気象庁)           |
| 1 |  | 早期注意情報<br>(気象庁)                |

これまでの避難情報等

### 災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

- ・避難指示(緊急)
- ・避難勧告

### 避難準備・ 高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。

これからは、

**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる

**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

#### 4 近隣に声を掛けあい、お互に安否確認をしながら一時避難場所へ避難



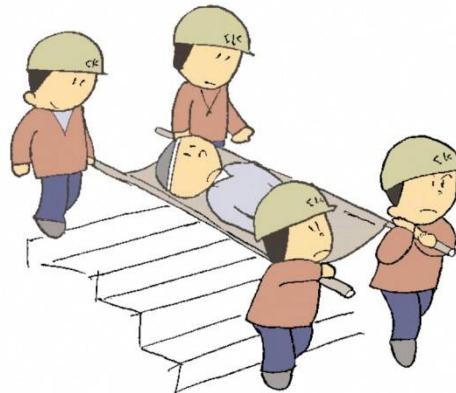
ご近所どうし声を掛合って、一緒に行動をしましょう。

お年寄り等へは、寄り添って行動しましょう。

#### 5 負傷者がいた場合、担架で搬送

負傷者がいた場合は、担架などで運びます。

負傷者の負担にならないように担ぎ手の息を併せることが必要です。



#### 6 車椅子に乗せて、一時避難場所へ避難する



日ごろから車椅子の操作に慣れていない支援者は、避難行動要支援者の負担にならないよう注意しましょう。

また、車いす等で避難する場合、避難所までの道に危険物が落ちていないか等注意しながら移動しましょう。

## 7 一時避難場所で住民の安否確認



一時避難所では、避難に来られた住民の確認をしましょう。特に、避難行動要支援者の確認は確実に行い、確認が取れない場合は、確認を取るよう手配します。

## 8 指定避難所へ移動を開始

大人も子供も一緒に行動しましょう。避難の際は交通事故など2次災害に注意しましょう。



## 9 指定避難所に到着



一時避難所で確認した方が全て来られているか確認します。特に避難行動要支援者の方が無事に避難しているか確認をして下さい。

## 10 指定避難所において、避難行動要支援者の安否の報告

この後、無線機を使い災害対策本部へ避難状況報告。

指定避難所では、市職員を配置しています。民生委員・児童委員や区役員の方々は避難行動要支援者の安否の状況を配置された市職員に連絡をお願いします。



### ※避難所でのペットについて

動物が苦手な方もいます。避難時にはできるだけペット同伴はお断りしましょう。しかし、どうしてもという方のために、ペット同伴の方専用のスペースを確保することでトラブルも減少します。



## 5 避難後の体制（態勢）を決めておきましょう

避難した後の体制（態勢） = だれがどのように介助するかなどについて決めておきましょう。

- ・避難所運営側との調整

避難所に避難する場合は、支援者および介助者の方はその避難所の運営ルールに基づき避難行動をお願いします。

- ・避難所以外へ避難する場合は、家族などへの引き渡しや連絡を適切に行ないましょう。



## 6 記録を残しておこう

次の災害に備えて、記録を残しておくことが大切です。住民の方の中から、数名の記録者を事前に定めておき、写真を撮影するなど記録を残してもらいましょう。また、避難にかかった時間、避難に使ったルート、避難時のトラブル、その他なんでも気付いたことなどを記録してもらってください。後日、それらの記録をみんなで確認し合うことによって、次の避難及び誘導等の場面に活かしましょう。

### 《記録の一例》

| 避難行動要支援者避難行動記録表 |                        |                                                                                                                                                              |
|-----------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 時間              | 場所                     | 取った行動又は会話の内容(簡潔に)                                                                                                                                            |
| 8:33            | 避難行動要支援者宅              | <ul style="list-style-type: none"><li>・防災行政無線から避難開始放送が流れる</li><li>・避難行動要支援者自宅に支援者2名到着</li><li>・避難行動要支援者に火元、戸締りの確認⇒確認済と回答</li><li>・避難行動要支援者を車椅子に乗せる</li></ul> |
| 8:35            | 避難行動要支援者宅⇒一時避難場所(○○公園) | <ul style="list-style-type: none"><li>・一時避難場所への移動開始</li><li>・車椅子の操作不慣れなため出発に手間取る。</li><li>・玄関通路の土の部分に車椅子の車輪が沈み込み、一時動けなくなる。</li></ul>                         |
| 8:38            | 一時避難場所(○○公園)           | <ul style="list-style-type: none"><li>・一時避難場所に到着</li></ul>                                                                                                   |
| 8:40            | 一時避難場所(○○公園)           | <ul style="list-style-type: none"><li>・一時避難場所の責任者が、火元、避難者の戸締りについて確認する。</li></ul>                                                                             |
| 8:42            | 一時避難場所(○○公園)           | <ul style="list-style-type: none"><li>・各班の班長が点呼により安否確認実施</li></ul>                                                                                           |
| 8:48            | 一時避難場所⇒指定避難所           | <ul style="list-style-type: none"><li>・一時避難場所(○○公園)から指定避難所(コミセン)へ移動</li></ul>                                                                                |
| 8:52            | 指定避難所通用門               | <ul style="list-style-type: none"><li>・一時避難場所(○○公園)から指定避難所(コミセン)へ移動</li></ul>                                                                                |
| 8:54            | 指定避難所玄関                | <ul style="list-style-type: none"><li>・指定避難所玄関に到着</li></ul>                                                                                                  |
| 9:00            | 指定避難所の室内               | <ul style="list-style-type: none"><li>・車椅子用スロープを使い、建物内に入室。</li></ul>                                                                                         |

## 7 課題、改善点を洗い出しておきましょう

避難が解除されれば、行動記録や支援した方などの意見をもとに、失敗したこと、戸惑ったこと、また、逆にうまく行ったことなどを皆さんで話し合ってみましょう。そして、次の避難時には、こうしよう、ああしようという意見を記録に残しておきます。そして、その記録を次回の避難に役立てましょう。

避難時は不安や焦りから訓練のようには、うまく行かないものです。そのために定期的に訓練を行なってうまくいかなかった点を改善したり、工夫をしながら次につなげて行ってください。訓練は継続してこそ身に付くものです。訓練していないことは災害時にうまく実践できません。

(避難行動要支援者避難時の参考)

避難行動要支援者避難訓練における教訓(抜粋)

- 避難行動要支援者の中には、避難することによって逆に体調が悪化する場合があるので注意する必要があります。
- 避難行動要支援者は、日頃からコミュニティ活動にできる限り参加し、地域とのコミュニケーションを通して、自身の状況を周りに見てもらっておくことが大切です。(例：私は、こういう所に補助・介助が必要なんです。)
- 避難準備情報が出されて避難する場合、避難場所の鍵は誰が持っていて、誰が開けるのかなどの情報をみなさんは知っていますか？
- 自主防災活動は、大人だけ参加すればいいというものではありません。子供たちも活動できることがあります。次世代につなぐ意味でも、具体的なイメージを子供たちに伝えていきましょう。

## 8 平素から訓練をしておきましょう。

区の計画や取り決めに従って平素から訓練を行なっておくことが重要です。

訓練を計画する際の参考事項は別添（P16～P19）

# 防災訓練



## 9 避難行動要支援者の避難訓練実施の参考

備えあれば憂いなし！  
いざというときのことを  
考えながら訓練をしよう。



### 1 主催者等は誰にしますか

まず主催者、共催者、参加機関を決めなければなりません。自主防災組織が主催する場合は、避難場所となる施設や防災無線による広報など、市の施設等を利用することになりますので、市にも加わってもらいましょう。

また、当日訓練に参加してもらいたい機関や団体に対して、参加してもらうよう協力の依頼をしましょう。

平素行う訓練の際は、避難行動要支援者の方には、ご本人の体調等に応じ、可能な限り参加してもらうようにしましょう。ご本人が参加することで、支え合い・支えられているという共助の意識が、みんなに伝わります。

### 2 訓練実施日時の決定

主催者等が決まれば、日程調整をして訓練実施日時を決定します。

実施日の当日、避難行動要支援者の参加が困難な状況が発生した場合や実施することによって避難行動要支援者の安全が確保できないなど、事前に中止とする場合の条件等を決めておきましょう。

### 3 実施場所(範囲)をどこにするか

1つの自主防災組織単独で実施するのか、他の自主防災組織も参加した合同での実施とするか、また、避難場所単位で実施するかなど、参加機関と協議しながら決めていきます。

### 4 被害想定を決めておきましょう

災害にもいろいろあります。地震を想定するのか、風水害や土砂災害を想定するかなど、災害の種類や被害の規模により、訓練の中身が変わってきますので、具体的な被害を想定しましょう。

### 5 どんな避難訓練をするのか

避難訓練といつても、単に避難場所まで逃げるためだけの訓練もあれば、情報伝達訓練、安否確認訓練、救出・救護訓練、避難行動要支援者避難支援訓練、防災資材の取扱訓練、災害ボランティアセンター設置訓練など、訓練の中身にはいろいろあります。

参加人数や実施場所などの条件を考慮し、参加機関と協議しながら決めていきましょう。

また、市総合防災訓練に併せて、各区に対しても避難行動要支援者名簿を活用した訓練をお願いしています。ご協力をお願いします。

## ■ 避難訓練実施要領を作つてみよう

### 避難行動要支援者避難訓練実施要領

#### 1 目的

熊本地震の発生を想定し、個別プランに基づき、支援者による災害時要支援者の安否確認及び情報伝達並びに避難支援、民生委員・児童委員による避難行動要支援者の安否確認及び災害対策本部への連絡など、実践的な避難訓練を実施することにより、自助の役割、共助の役割、公助の必要な部分を、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じて把握し、今後の支援体制の充実・強化を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりに資することを目的とする。

2 主催 合志市〇〇区（自治会）

共催 合志市交通防災課、合志市社会福祉協議会

3 実施日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇時〇分～〇時〇分

4 実施場所

(1) 本部会場 〇〇公民館

(2) 現地会場 メイン会場 〇〇コミュニティーセンター  
サブ会場 〇〇公園

5 参加機関 〇〇区（自治会）、〇〇地区住民、〇〇消防団

6 訓練想定

〇〇月〇〇日、午前〇時〇分、熊本地方を震源とする地震（マグニチュード8.4、震度6弱）が突然発生し、〇〇地区の2割程度の家屋が全・半壊した。

また地区内の道路のいたるところで、家屋・ブロック塀の倒壊、道路の陥没等により、通行ができない状況となっている。

引き続き余震が頻発しており、余震の規模によっては、更なる家屋の倒壊等、被害の拡大が予測される。

7 訓練内容

① 本部・メイン会場

○ 情報伝達・収集訓練、避難支援・安否確認訓練、備蓄食料試食、避難訓練結果講評

② サブ会場

○ 避難支援・安否確認訓練

※ 個別プランの策定が完了している避難行動要支援者本人が参加することとし（代役可）、支援者2名で避難場所まで搬送する。

※ 障害等の区分に応じて支援方法が異なる避難行動要支援者（5名程度）をあらかじめ定めておき、それぞれスタッフを配置し、事後の検討に役立てるための記録・撮影等を行う。

## ■ 訓練シナリオを作つてみよう

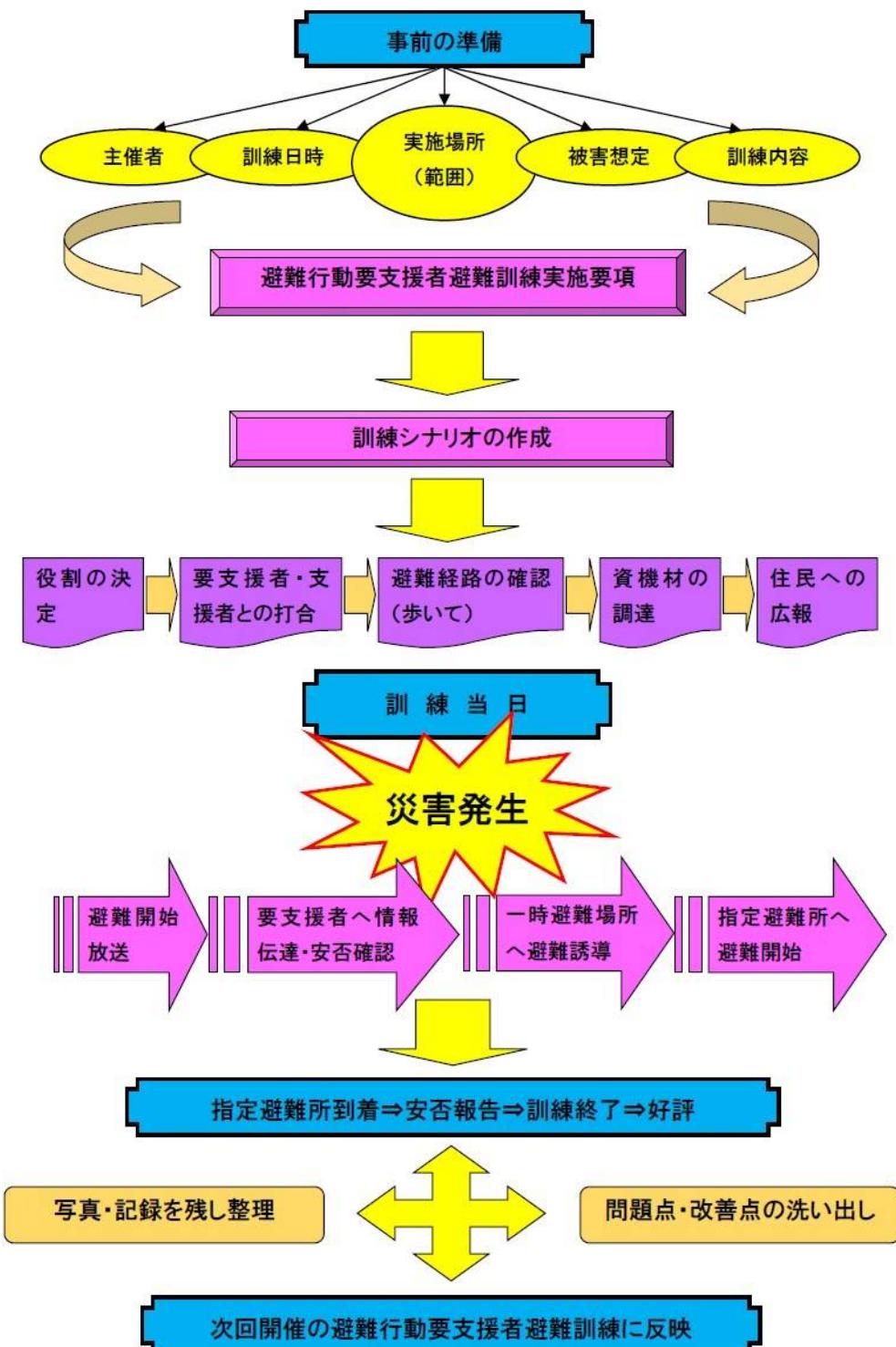
訓練の実施要領ができれば、各参加機関が訓練開始から終了までにどういった行動をとつていくのかについて、時系列に整理してみましょう。

| ○○地区自主防災 避難訓練シナリオ(一例) |                             |                     |                   |                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------|---------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 時間                    | 参加機関の対応状況                   |                     |                   |                                                                                                             |
|                       | 災害の発生状況                     | 地区                  | 区長<br>町内会長<br>消防団 | ○○区民                                                                                                        |
| 8:30                  | 地震発生<br><br>火災発生            | ・自動警報システム作動(防災無線放送) | ・安全確認後、詰所に自主的に参集  | ①地域の安全確認<br>②連絡網により、各組長へ住民の安否確認、一時避難場所へ避難を指示<br>③支援者は避難行動要支援者を搬送⇒一時避難場所へ避難開始<br>④台帳、名簿等で安否確認<br>⑤指定避難所へ避難開始 |
| 9:00                  |                             | ・被害情報収集             | ・区長等指示の下、避難誘導     | 指定避難所到着                                                                                                     |
| 9:30                  |                             |                     |                   | ・民生委員・児童委員は、指定避難所で避難行動要支援者の安否確認を行う。                                                                         |
| 10:00                 | 火災鎮火                        | ・指定避難所での住民避難状況の確認   | ・市への報告            | ・自主防災会役員は指定避難所に到着した役場職員に避難者の人数等を報告する。<br>・報告を受けた役場職員は、速やかに地区住民や避難行動要支援者の避難状況について災害対策本部に報告する。                |
| 10:30                 | 指定避難所での安否確認の訓練後、講師により講評を行う。 |                     |                   |                                                                                                             |

(注意事項)  
①避難行動要支援者は支援者2名が一時避難場所⇒指定避難所までの支援を行う。  
②民生委員・児童委員は個別台帳で、避難行動要支援者の安否確認を行う。  
③市の対策本部や市役所職員役を設定し、報告などの訓練を行う。

## 【参考資料③】

### ■ 避難行動要支援者避難訓練フローチャート





## 【お問い合わせ先】

**合志市健康福祉部福祉課**

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地  
Tel : 096-248-1144（直通）